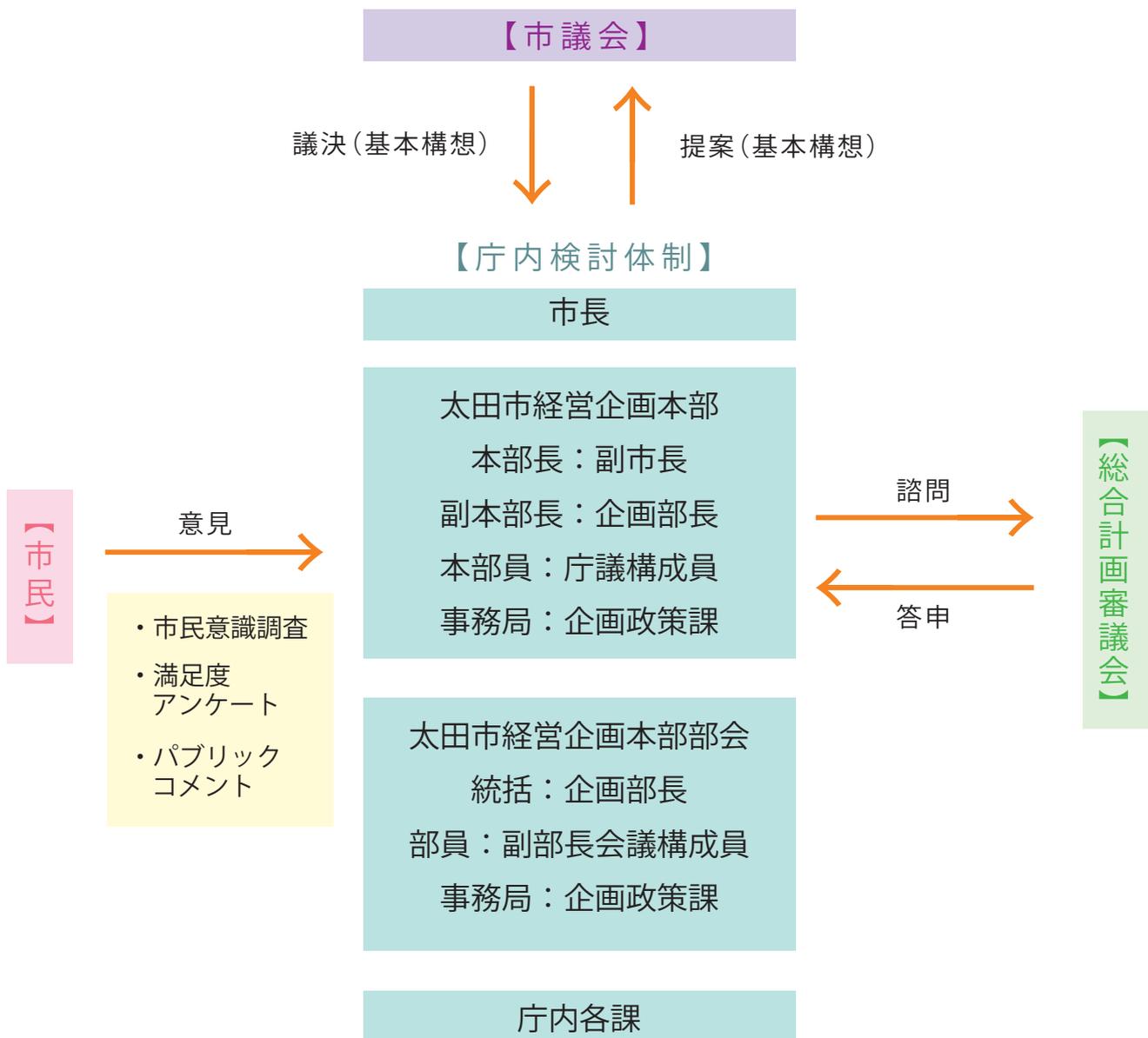


附属資料

- 1 策定体制
- 2 策定経過
- 3 太田市総合計画審議会
- 4 第2次太田市総合計画特別委員会
- 5 分野別個別計画
- 6 目標指標一覧
- 7 太田市まちづくり基本条例
- 8 太田市市民憲章・太田市の歌

1 策定体制



2 策定経過

① 太田市経営企画本部

日 程		内 容	
平成27年	6月 2日	第1回	策定方針、策定スケジュールについて
	8月 7日	第2回	各種基礎調査の結果について
	10月 7日	第3回	計画の体系（案）について
	12月 11日	第4回	基本構想（案）について
平成28年	2月 2日	第5回	総合計画（素案）について
	5月 9日	第6回	答申について

② 太田市経営企画本部部会

日 程		内 容	
平成27年	9月 4日	第1回	策定方針、各種調書（基本構想）の再確認について
平成28年	1月 5日	第2回	各種調書（行動計画）の再確認について

③ 太田市総合計画審議会

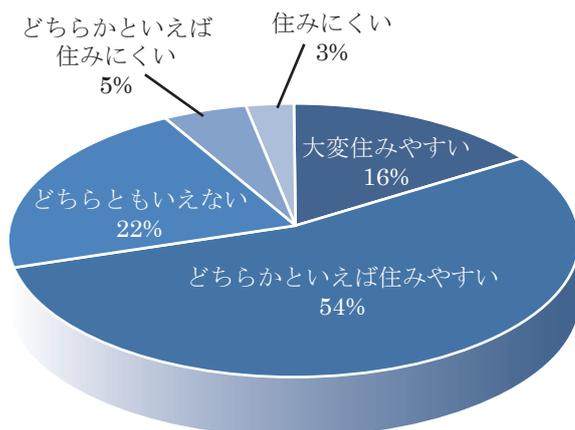
日 程		内 容	
平成27年	8月 24日	第1回	策定方針、各種基礎調査の結果について
	10月 16日	第2回	計画の体系（案）について
平成28年	1月 18日	第3回	基本構想（案）について
	3月 22日	第4回	総合計画（素案）について
	4月 19日	第5回	答申（案）について
	5月 6日	答申式	答申

④ 市民参加

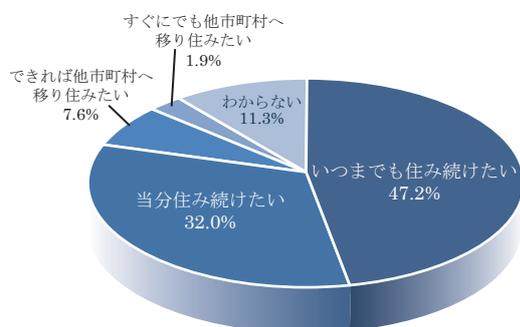
ア) 市民アンケート

- i) 調査対象 太田市在住の18歳以上の市民から 3,000 人を対象に
無作為に抽出
- ii) 調査方法 郵送による配付・回収
- iii) 調査期間 平成27年 7月 7日に配布し
平成27年 7月 30日を期限として回収
- iv) 回収結果 対象者数 3,000 名
回答者数 1,274 名
回答率 42.46 %

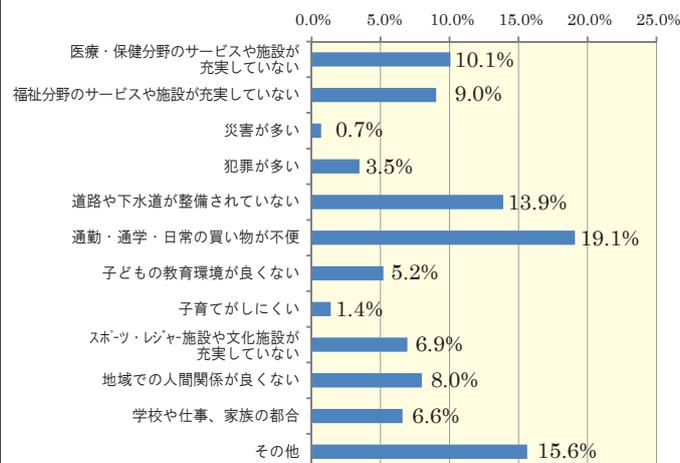
■ 住み良さ



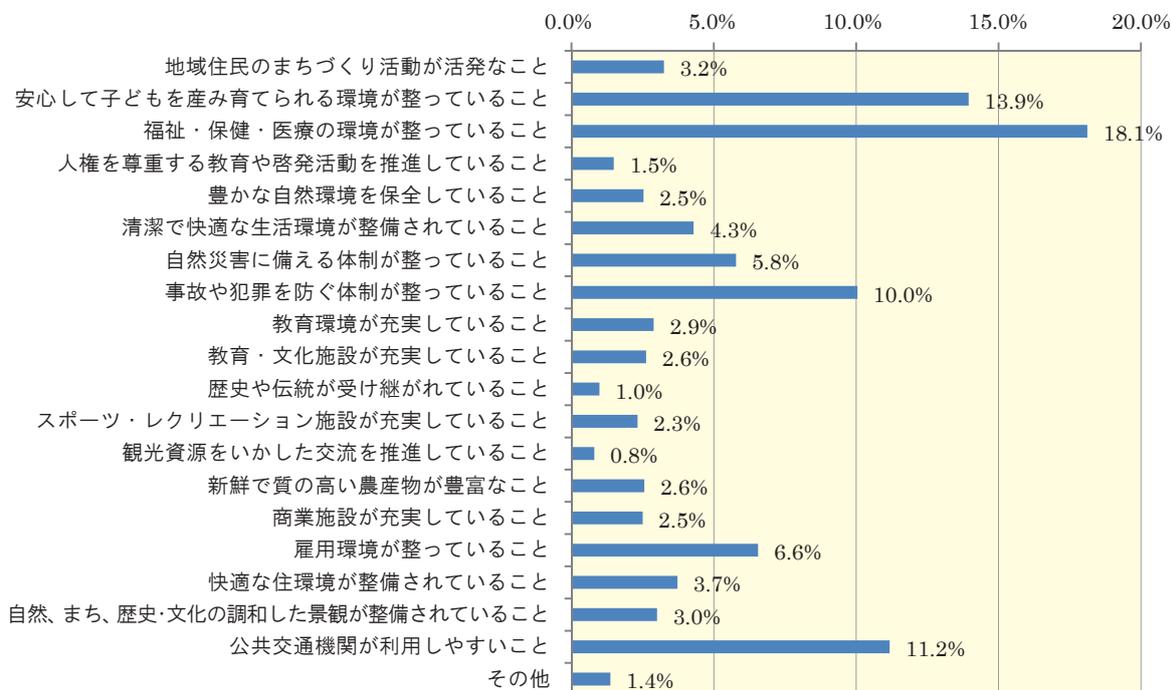
■ 今後の定住意向



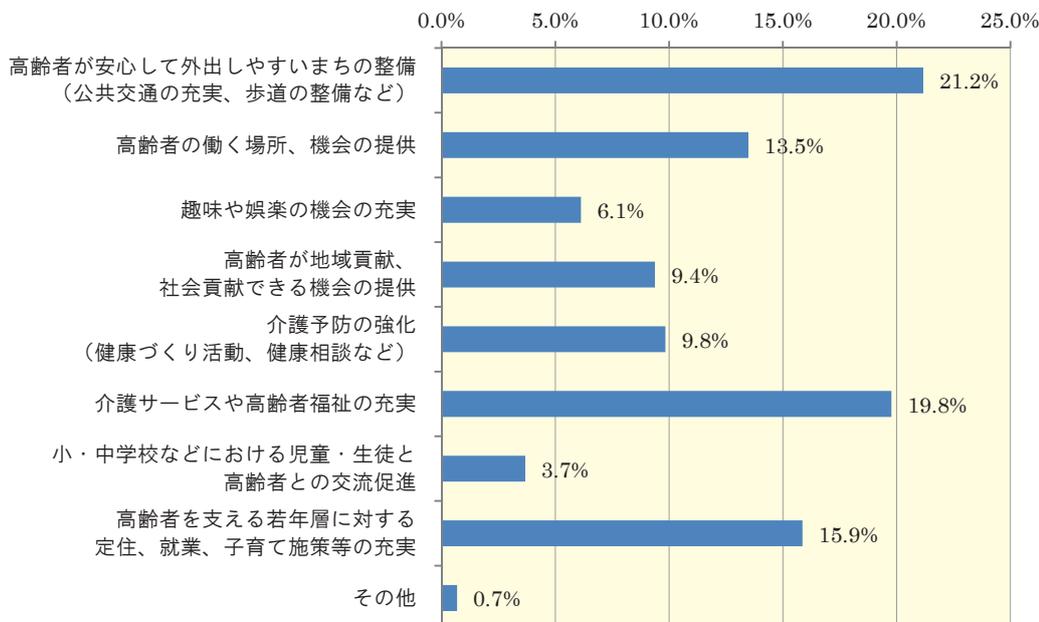
■ 他市町村へ移り住みたい理由



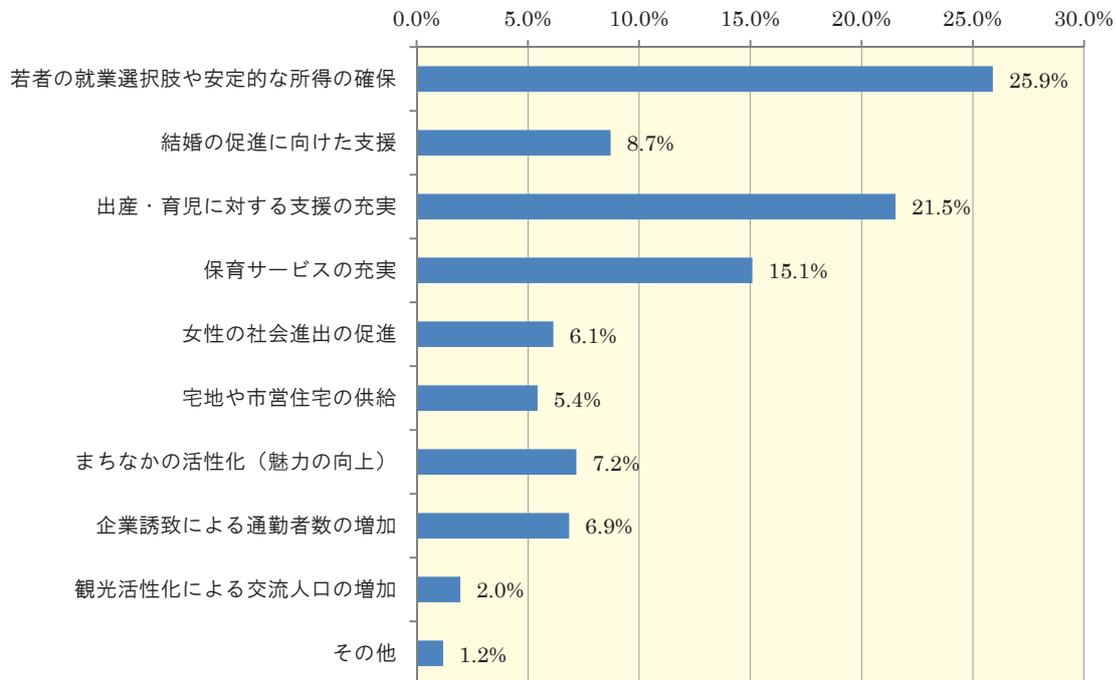
■太田市の魅力



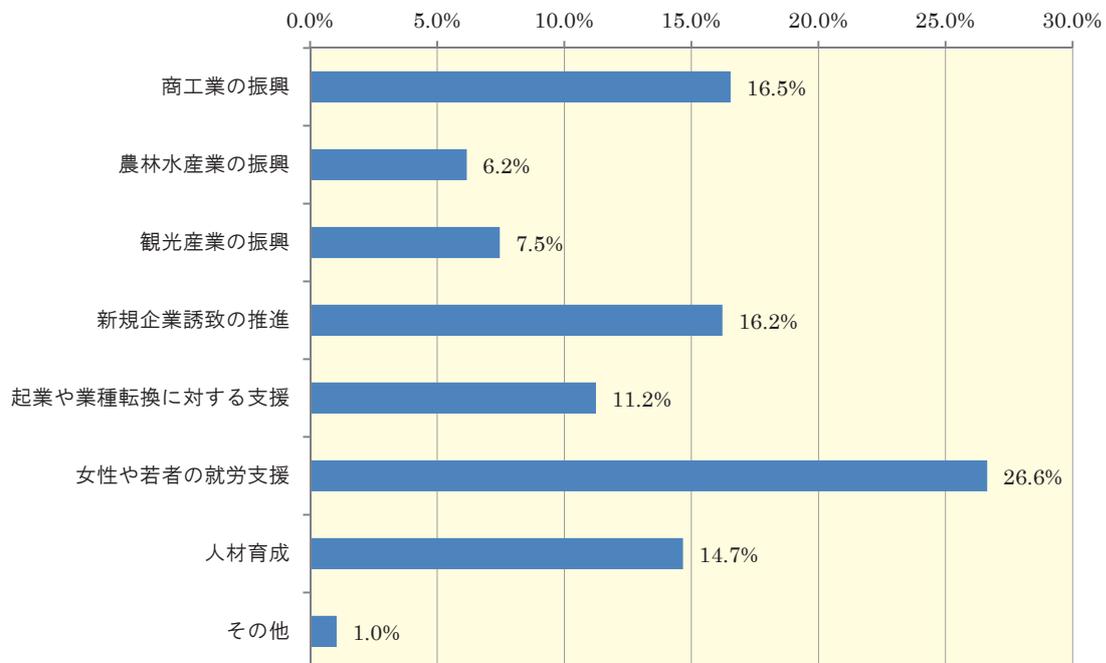
■高齢化社会に対し太田市が行うべきもの



■ 人口減少や少子化に対し太田市が行うべきもの



■ まちの活力維持のために欠かせない「働く場の確保」に向けて、太田市が行うべきもの



イ) パブリックコメント

i) 意見募集期間 平成28年 2月12日(金) ～ 3月12日(土)

ii) 意見数 3件

⑤ 議会

日 程		内 容
平成28年	6月 3日	全員協議会へ基本構想を提案
	6月 15日	第2次太田市総合計画特別委員会で分科会設置
	6月 22日	第1分科会で審議
	6月 23日	第2分科会で審議
	6月 29日	第2次太田市総合計画特別委員会で審議
	7月 5日	本会議で特別委員長報告、議会議決

3 太田市総合計画審議会

① 太田市総合計画審議会条例

平成17年 3月28日

条例第 7 号

改正 平成17年6月 8日条例第260号

平成20年3月24日条例第 4 号

(設置)

第1条 太田市総合計画の調整に関し、市長の諮問に応じて、必要な事項の調査及び審議を行うため、太田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織し、委員は、学識経験のあるもののうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画が策定されるまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(平17条例260・平20条例4・一部改正)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成17年6月 8日条例第260号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第 4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

② 太田市総合計画審議会委員名簿

氏名	所属機関・団体等	備考
橋本 洋一郎	太田市区長会 副会長	会長
倉上 昭男	太田市民生児童委員協議会 副会長	副会長
岡部 進	太田市防犯協会 会長	
仁木 毅	太田市環境保健委員会 会長	
石川 晃	太田商工会議所 副会頭	
杉田 洋一	太田青年会議所 副理事長	
李 雅弘	太田市医師会 会長	
遠坂 軍造	太田市老人クラブ連合会 会長	
大手 康光	太田市小中特別支援学校 PTA 連合会 顧問	
黒田 真一	群馬大学 教授	
茂木 武治	太田市農業協同組合 代表理事組合長	
八須 利秋	太田市幼稚園・保育園・小学校連絡協議会 会計	
花崎 哲	群馬銀行 太田支店長	
木村 貴子	女性人材登録者	
若林 憲子	女性人材登録者	
大澤 桂子	一般公募	
中島 沙織	一般公募	

③ 太田市総合計画審議会諮問書

企 政 第 238 号
平成27年 8月24日

太田市総合計画審議会
会長 橋本 洋一郎 様

太田市長 清 水 聖 義

第2次太田市総合計画の策定について（諮問）

本市では、新生太田総合計画を平成19年度に策定し、都市像である「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」の実現を目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

今日、人口減少や少子高齢化など社会経済情勢が急速に変動する中、市民と行政が目指すべきまちづくりの将来像を共有し、更なる市勢発展へ繋がるまちづくりを進めていくため、下記について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第2次太田市総合計画（平成29年度～平成36年度）

④ 太田市総合計画審議会答申書

平成28年5月6日

太田市長 清水 聖義 様

太田市総合計画審議会
会長 橋本 洋一郎

第2次太田市総合計画（案）について（答申）

平成27年8月24日付け企政第238号で諮問のありました、第2次太田市総合計画（案）について、当審議会において慎重に協議した結果、これから8年かけて目指すまちづくりの指針として、妥当なものと認めます。なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮され、まちの将来像である「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」の実現に向け、次世代に残せるような魅力的なまちづくりに取り組まると要望します。

記

- 1 少子高齢化や人口減少など、太田市を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、持続可能な地域社会の構築に向け、こうした変化に柔軟に対応し、的確な施策の推進に努めること。
- 2 計画に掲げた施策の実施に向けて、財源確保に配慮されるとともに、国・県等の支援の積極的活用や官民連携・広域連携の検討などにより、着実な計画の推進に努めること。
- 3 本計画の趣旨や内容が市民一人ひとりに届くよう、丁寧な周知に努めるとともに、市民の理解と協力を求めることにより、さらなる協働の取り組みを進めること。
- 4 基本施策ごとに掲げられている目標指標について、継続的な進行管理を行うなど、計画の適切な進捗管理に努めること。
- 5 審議の過程における主要な意見、要望については、別紙に付記するので、今後は、これらの意見や要望を尊重され、答申の趣旨に沿った実施計画を策定し、事業を実施されることを要望する。

個別意見（別紙）

■ 全体

- ①活力と魅力ある太田市を創造していくため、「太田市総合戦略」に掲げる地方創生の取組を推進するとともに、既存の手法に捉われることなく、市民ニーズを的確に把握した質の高い行政サービスの提供に努めること。
- ②各施策における市民満足度の分析・検証はもとより、当計画に基づく事務事業評価や各個別計画の進捗管理を確実に行うことにより、効果的・効率的に施策を展開し、市民満足度のさらなる向上を図ること。
- ③文章の表現について、わかりやすい表現に努めるとともに、専門用語などについては、注釈を付記するなど、誰もが理解できる計画とすること。

■ 将来都市像

- ①新たに加えた「品格のあるまち」という表現が抽象的であるため、市と市民が、目指すまちづくりのイメージを共有できるような表現を付記すること。
- ②「都市個性」との記載があるが、金山や利根川といった太田市らしい風土文化を文章に加えること。

■ 将来人口

- ①地区別人口を見ると、地区によって高齢化の進展にばらつきがある。地区ごとの課題を整理し、地域の実情に合った施策の推進を図ること。
- ②人口減少対策に加え、人口減少を見込んだコンパクトなまちづくりを目指す取り組みを推進すること。

■まちづくりの基本理念

1. 教育文化の向上

- ①子どもの教育について、ボランティアを活用するなど、子どもの学力向上を図るとともに、学習や部活動といった教育レベルの均衡化を図ること。また、家庭の経済状況によらず誰もが学ぶことができる場の創出に努めるとともに、小中学校への支援拡充に努めること。
- ②子どもたちの学力向上はもとより、「豊かな心」や「健やかな体」といった生きる力を育み、現代社会が抱える問題を自ら解決できるよう、社会全体で子ども・若者を見守り育てていく施策を推進すること。
- ③おおた芸術学校に対する育児世代の注目度は高い。太田市の魅力の一つとして市外・県外に対し積極的に周知するとともに、美術やデザイン、ファッションなど、さらに多くの子どもたちが持つ特色を活かせる学校開設を検討すること。また、世代を問わず、こうした活動に参加できる機会を設けること。
- ④太田市は近隣市町村と比べて文化的なイメージが弱い。新市民会館や太田駅北口文化交流施設の整備を契機に、新たな太田市の魅力創造に努めること。

2. 福祉健康の増進

- ①2025年問題を控え、増え続ける高齢者を支えていくには、在宅医療、在宅サービスが欠かせない。多くの人が住み慣れた家、住み慣れた地域で、暮らし続けていけるよう、施策推進を図ること。一方で、在宅医療看護は新産業を生む土壌でもあり、ものづくりのまちである本市の特性も踏まえ、全国に先駆けた先進的な取り組みを検討すること。
- ②子どもの貧困が全国的に問題となっている。子どもたちへの支援を充実するとともに、貧困の要因の一つとなるひとり親家庭への支援拡充に努めること。
- ③子育て支援について、様々な家庭環境を想定し、穴のないきめ細やかで充実した支援を求める。また、市立幼保施設の運営について、民間を活用するとともに、私立幼保施設との連携を一層深め、保育園・幼稚園双方の良さが生かされる体制の構築に努めること。
- ④少子高齢化・人口減少対策として、合計特殊出生率の向上は重要な目標である。出生数の増加に市を挙げて全力で取り組むとともに、出生数の増加により生じる産科医の不足や保育施設の不足といった新たな課題に対しても的確に対応すること。
- ⑤少子高齢化・人口減少社会に対応するためには、元気な高齢者がいつまでもいきいきと暮らすことができる、健康寿命の延伸が重要である。長寿日本一を達成した長野県を参考に、市民の健康づくりについての取り組みをより一層推進すること。

3. 生活環境の整備

- ①高齢者の独り暮らしや空家が増加傾向にある。空家問題に総合的に対応するための施策の更なる充実とともに、空家等を活用した若年層の移住・定住促進につながる施策等の展開を検討すること。
- ②同じ地区で不審者情報が相次いでいる。こうした情報を基に、防犯カメラの設置を行い、安心・安全の確保を図ること。
- ③防犯灯をLED化したことで、地域が明るくなり犯罪件数も減少した。今後は、安心・安全（明るい）まちづくりに加え、心の明るさや心の豊かさにも着目し、子どもや市民の笑顔が絶えないまちづくりを推進すること。
- ④ごみの処理について、ごみの減量を目指す取り組みを推進するほか、従来の焼却中間処理―焼却灰埋立最終処分という処理システムから、中間処理を高度化しリサイクルを組み込むことにより焼却量、さらには最終処分量を極力減らしていく取り組みを推進すること。

4. 産業経済の振興

- ①若者の安定雇用を実現していくために、各種産業をバランス良く活性化し市内の雇用促進を図るとともに、起業・第2創業を支援するなど、チャレンジする若年世代に選ばれる就労環境づくりを推進すること。
- ②若者・女性の働く場を確保するとともに、これからは元気な高齢者が働くことができる場も確保していく必要がある。自動車産業と他産業とのバランスを考慮しながら企業誘致等積極的に推進すること。また、在宅勤務など時間と場所にとられない働き方や安心して働けるよう子どもを預けられる場所を確保するなど、新しい働き方の啓蒙・普及についても検討すること。
- ③中心市街地の衰退が著しい。商店の後継者不足など中心市街地が抱える課題に対し、商店街組合と連携を図りながら的確に対応すること。また、空き店舗について、芸術家が自由に活動できる場として利用するなど、既存の利用形態に捉われないアイデアで、太田らしい活性化の方法を検討すること。
- ④農業の担い手不足解消のため、米のブランド化など小さな農家を守る取り組みを推進すること。農業人口が減少する中、農業技術を引き継いでいくことも重要である。新規就農支援を充実させるとともに、選択される職業として「農業」が選ばれるよう、新時代に対応する農業の発展・強化を図るなど、農業振興施策を推進すること。
- ⑤狩猟でない新たな鳥獣害対策を要望する。また、金山のシンボルである松の保全や環境保全活動にも取り組み、ぐんまこどもの国と連携し、金山・子育て呑龍を中心とした観光PRと魅力あるイベント開催に努めること。

5. 都市基盤の整備

- ①公共交通が不便である。車社会に頼り過ぎない社会を目指し、市内循環バスを充実させるとともに、子どもたちにバスの乗り方を周知するなど、利用者増を図ること。また、東京圏までの利便性向上を図るなど、交通施策の推進を図ること。
- ②市民が健康で快適に暮らすことができる生活環境を確保するため、市内全域において下水環境の整備に努めること。

6. 健全な行政運営の推進

- ①太田市内16地区、199行政区の区分けについては、地域の歴史や成り立ちを尊重しつつ、行政区間の規模の格差是正や行政区の運営力の向上を目的に、今後予想される地域の人口減少を踏まえながら、必要に応じて統合や再編を検討すること。
- ②人口減少による財政規模の縮小が懸念されることから、行政だけでなく、地域住民やボランティアなど、多様な民間主体と行政の協働によって行政サービスの充実を図ること。
- ③滞納事案を迅速かつ効率的に処理し、地方財政の基盤となる税収確保を図るとともに、納税に対する不公平感を払拭し、納税秩序を確立すること。

4 第2次太田市総合計画特別委員会

① 第2次太田市総合計画特別委員名簿

委員長 白石 さと子

副委員長 宮沢 まりこ

(H28. 6. 15選任)

分科会名	委 員 名
第1分科会	◎五十嵐 あや子 ○高 田 靖 渡 辺 謙一郎 秋 山 健太郎 高 木 勝 章 渋 沢 ゆきこ 岩 崎 喜久雄 星 野 一 広 齋 藤 光 男 宮 沢 まりこ 尾 内 謙 一 高 橋 美 博 久保田 俊 大 川 陽 一
第2分科会	◎町 田 正 行 ○大 川 敬 道 高 橋 え み 八木田 恭 之 水 野 正 己 石 川 忠 宏 高 藤 幸 偉 矢 部 伸 幸 川 鍋 栄 正 田 恭 子 市 川 隆 康 山 田 隆 史 石 倉 稔 大 島 正 芳

※◎は分科会長、○は副分科会長

※委員名欄の委員は、議席番号の昇順で記載

② 基本構想議案

議案第58号

第2次太田市総合計画基本構想について

本市行政の総合的かつ計画的な運営を図るため、第2次太田市総合計画基本構想を定めたいので、太田市総合計画基本構想の議決に関する条例（平成27年太田市条例第48号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月9日提出

太田市長 清水 聖 義

第2次太田市総合計画基本構想 別冊

5 分野別個別計画一覧

第2次太田市総合計画と整合を図りながら推進していく各分野別の主な行政計画は以下の一覧のとおりです。

基本理念Ⅰ 教育文化の向上

- ・ 太田市教育大綱（太田市教育振興基本計画） 平成29年度～平成32年度
- ・ 太田市教育行政方針
- ・ 太田市総合戦略 平成27年度～平成31年度
- ・ 史跡天神山古墳・女体山古墳保存管理計画 昭和59年度～
- ・ （仮称）太田市はにわ公園建設基本構想 平成 8年度～
- ・ 史跡上野国新田郡家跡保存活用計画 平成29年度～
- ・ 史跡新田荘遺跡保存管理計画 平成20年度～
- ・ 史跡金山城跡保存管理計画 平成20年度～
- ・ 史跡金山城跡第2期整備基本計画 平成18年度～

基本理念Ⅱ 福祉健康の増進

- ・ はつらつプラン21 平成27年度～平成29年度
（太田市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画）
- ・ 第4次太田市障がい者福祉計画 平成29年度～
- ・ 第4期太田市障がい福祉計画 平成27年度～平成29年度
- ・ 第2次太田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 平成25年度～平成29年度
- ・ 太田市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度～平成31年度
- ・ 太田市次世代育成支援行動計画 平成27年度～平成31年度
- ・ 【再掲】太田市総合戦略 平成27年度～平成31年度
- ・ 健康おた21 平成20年度～平成29年度
（太田市健康づくり計画）
- ・ 太田市国民健康保険データヘルス計画 平成27年度～平成29年度

基本理念Ⅲ 生活環境の整備

- ・ 太田市地域防災計画 平成18年度～

- ・ 第2期太田市耐震改修促進計画 平成28年度～平成32年度
- ・ 太田市空家等対策計画 平成28年度～平成32年度
- ・ 太田市通学路交通安全プログラム 平成25年度～
- ・ 第2次太田市環境基本計画 平成29年度～平成38年度
- ・ 太田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 平成16年度～平成40年度
- ・ し尿処理施設長寿命化計画 平成29年度～平成38年度

基本理念Ⅳ 産業経済の振興

- ・ 創業支援事業計画 平成27年度～平成31年度
- ・ 【再掲】太田市総合戦略 平成27年度～平成31年度

基本理念Ⅴ 都市基盤の整備

- ・ 太田市都市計画マスタープラン 平成20年度～
- ・ (仮称)太田P A & S I C周辺整備事業基本構想書 平成26年度～
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画 平成27年度～平成36年度
- ・ 【再掲】太田市総合戦略 平成27年度～平成31年度
- ・ 太田市景観計画 平成22年度～
- ・ 太田駅南口地区市街地総合再生計画 平成25年度～
- ・ 東毛地方拠点都市地域整備基本計画 平成21年度～
- ・ 太田市住宅マスタープラン 平成25年度～平成34年度
- ・ 太田市公営住宅等長寿命化計画 平成22年度～平成31年度
- ・ 太田市汚水処理構想基本計画 平成26年度～
- ・ 下水道事業総合地震対策計画 平成27年度～平成31年度
- ・ 第2期下水道長寿命化計画 平成29年度～平成33年度

基本理念Ⅵ 健全な行政運営の推進

- ・ 【再掲】太田市総合戦略 平成27年度～平成31年度
- ・ 第2次太田市男女共同参画基本計画 平成25年度～平成29年度
- ・ 人権教育・啓発に関する基本計画 平成19年度～
- ・ 太田市公共施設等総合管理計画 平成28年度～平成52年度
- ・ 太田市人材育成基本方針 平成28年度～平成37年度

6 目標指標一覧

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
基本理念Ⅰ 教育文化の向上			
教育が充実し青少年が健やかに育つまちづくり			
1 義務教育の推進			
学力検査における正答率	全校平均と同程度	すべての強化において+1.0ポイント以上	太田市正答率(%)－全国正答率(%)
大規模改修(校舎)の実施率	0%	51.6%	改修済棟数÷改修予定棟数×100
給食施設の改修実施率	63.2%	97.4%	H32年度に建設後30年を経過する給食室のうち改修・改築済の給食施設の率
2 高校教育の充実			
高校卒業時の地元企業への就職率	62.6%	65.0%	太田市内就職者数÷高校卒業時就職者総数×100
地元大学への進学率	35.1%	40.0%	地元大学進学者数÷全進学者数×100(4年制大学)
3 青少年の健全育成			
青少年交流事業の県外延べ派遣人数	1,538人	2,113人	平成14年からフレンドシップ(稚内市)、平成20年から弘前ねぶた交流団の延べ派遣人数
青少年センター補導員協議会街頭補導・青少推/パトロール延べ参加人数	30,021人	43,000人	青少年センター補導員街頭補導延べ参加人数・青少推/パトロール延べ参加人数(平成17年度からの累計)
生涯にわたってスポーツに親しみ楽しめるまちづくり			
4 スポーツの振興			
おたスポーツアカデミー受講登録率	11.0%	11.3%	受講登録者数÷市内全小学校児童及び中学校生徒数の合計×100
スポーツ施設の利用者数	1,440,699人	1,585,000人	市が管理する体育施設の利用者数の合計
豊かな心と文化を育むまちづくり			
5 生涯学習の推進			
各種教室・講座・事業の参加延べ人数	73,897人	81,300人	社教センター及び市内行政センター参加人数の合計
図書館利用登録者数	73,233人	80,000人	中央図書館・尾島図書館・新田図書館・藪塚本町図書館の利用登録者数の合計
6 芸術文化の推進			
芸術学校生徒及び団員数	758人	760人	本科(5科)、付属団体(3団体)、一般団体(4団体)の生徒・団員数の合計
文化施設の利用者数	209,429人	468,000人	文化施設(市民会館、新田文化会館、藪塚本町文化ホール、駅なか文化館、まちなか文化ルーム、美術館・図書館)利用者数の合計
7 文化財の保護活用			
国指定史跡等の調査・整備の進捗率	55.7%	82.0%	累計事業費÷総事業費×100
文化財課・歴史施設課主催事業の参加者数	43,013人	44,000人	各種主催事業の参加者数の合計

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
基本理念Ⅱ 福祉健康の増進			
みんなで支える福祉のまちづくり			
8 介護・高齢者福祉の推進			
老人福祉センター利用者数	173,204人	181,864人	第一老人福祉センターなど市内4センターの利用者の合計
介護ボランティアの登録率	0.16%	0.5%	65歳以上高齢者に占める介護ボランティアに登録する者の割合
9 障がい者福祉の推進			
地域で生活する障がい者の割合	97.75%	98.00%	$100 - (\text{施設入所者数} \div \text{障がい者手帳保有者数} \times 100)$
10 地域福祉の推進			
自立相談月平均受付件数	23件	33件	自立相談支援件数の合計
献血者数	14,652人	15,399人	献血者数の合計
安心して子育てができるまちづくり			
11 子ども・子育て支援の充実			
合計特殊出生率	1.51	1.57	一人の女性が生涯に産むと推計される平均子ども数
待機児童数	0人	0人	保育園の待機児童数の合計
健康で元気に暮らせるまちづくり			
12 健康の増進			
がん検診受診率	26.2%	28.0%	$\text{受診者数} \div \text{対象者} \times 100$ (がんの種類は胃・大腸・子宮頸部・乳・肺・前立腺(6種)の平均値)
13 医療・保険制度の充実			
医療費助成制度の継続実施	制度維持	制度維持	現行制度の維持
特定健診の受診率(国民健康保険)	38.2% (平成27年度速報値)	60.0%以上	$\text{特定健診受診者} \div \text{特定健診受診対象者} \times 100$

■ 附属資料

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
基本理念Ⅲ 生活環境の整備			
災害に強いまちづくり			
14 防災対策の推進			
災害時食糧の備蓄率	68.6%	100.0%	食糧の年度末食数÷備蓄目標食数×100
避難行動要支援者登録者数	1,059人	5,971人	避難行動要支援者数の合計
15 消防・救急体制の充実強化			
救命講習受講者数	7,800人	9,000人	年間の講習受講者数の合計
住宅用火災警報器設置率	67.7%	81.0%	設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合
16 安全な居住環境の推進			
住宅耐震化率	71.2%	85.0%	耐震性がある住宅戸数÷住宅総戸数×100
狭あい道路寄附延長	27.2km	44.7km	狭あい道路寄附延長の合計
日常生活の安全を向上させるまちづくり			
17 防犯体制の強化			
市内刑法犯認知件数	2,384件	2,300件	市内刑法犯認知件数の合計
18 消費生活の安定			
出前講座実施回数	19回/年度	30回/年度	学校、行政、地域団体での実施回数の合計
19 交通安全対策の推進			
交通事故件数	7,692件	7,200件	人身事故件数+物件事故件数
交通安全施設の設置・補修要望対処率	100%	100%	処理件数/要望件数×100
良好な環境を保全し向上させるまちづくり			
20 環境政策の推進			
CO2排出量	260万t-CO2 (平成25年度算出基礎)	240万t-CO2	活動量(使用量・生産量等)×排出係数
21 生活環境の保全			
特定事業場の排水基準遵守率	68.6%	100.0%	排出基準遵守事業場数÷立入調査実施事業場数×100
22 廃棄物の適正処理			
家庭ごみ排出量	704.1g/人/日	697.0g/人/日	家庭系ごみ年度排出量÷人口÷年度日数
し尿処理量	65,000KL/年	63,000KL/年	太田市内のし尿処理施設(3施設)での処理量の合計

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
基本理念Ⅳ 産業経済の振興			
活力のある産業とにぎわいのあるまちづくり			
23 工業基盤の整備と産業支援			
市内創案件数	170件/年	180件/年	法人設立届件数(5か年の平均値)
24 商業基盤の整備とにぎわいの創出			
年間商品販売額	6,844億円 (平成26年)	6,900億円	商業統計調査による数値
25 農業生産基盤の整備と農業経営基盤の強化			
農地の集積率	18.36%	22.00%	利用権設定がされた農地÷全農地(青地+白地)×100
農地の区画拡大面積	10 ha	50 ha	農地の区画拡大面積の累計
26 観光事業の推進と交流人口の増加			
観光入込客数(八王子山公園)	235,400人	330,000人	芝桜まつり、イルミネーション開催期間中の入込客数

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
基本理念Ⅴ 都市基盤の整備			
安全で便利な道路や交通機関のあるまちづくり			
27 道路網の整備			
都市計画道路(事業着手路線)の整備進捗率	30.6%	67.4%	事業完了延長÷全延長×100
認定道路の整備進捗率	63.0%	66.0%	整備済延長÷全延長×100
28 交通体系の整備			
「おうかがい市バス」利用登録者数	3,117人	4,800人	利用登録者数の合計
良好な都市空間と住空間を創出するまちづくり			
29 土地利用計画の策定・推進			
地域の特性を活かしながら市全体の発展を目指します	—	—	—
30 景観の保全			
違反屋外広告物への指導に対する是正率	87.2%	100.0%	是正済件数÷指導件数×100
31 公園・緑地の整備			
市民一人当たりの公園面積	12.2㎡	12.8㎡	市内の総都市公園面積÷総人口
32 市街地の整備			
土地区画整理事業の進捗率	44.1%	54.5%	累計事業費÷総事業費×100
33 住環境の整備			
市営住宅建替事業実施率	66.1%	100.0%	実施済戸数÷建設予定戸数×100
住宅リフォーム支援事業実施件数(累計)	3,863件	6,000件	補助実施件数の合計
34 雨水排水路・下水道の整備			
排水路整備要望の処理率	42.8%	62.5%	整備済数÷整備要望総数×100
汚水処理人口普及率	80.0%	83.5%	各汚水処理施設の処理区域内人口÷総人口×100

■ 附属資料

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
基本理念Ⅵ 健全な行政運営の推進			
市民が主体のまちづくり			
35 地区住民活動の推進			
1%まちづくり事業採択件数	134件	140件	採択件数の合計
36 広報広聴体制の充実			
「広報おた」の講読率	77.7%	77.7%	市民満足度アンケート調査結果の数値
相談に対するクレーム件数	0件	0件	相談に対するクレーム件数の合計
37 国内外交流の推進			
多文化共生推進活動実施数	1件	4件	講習会や意見交換会等の実施数の合計
38 互いを認め合い人権を尊重する社会の実現			
啓発活動実施回数	5回	5回	研修会やセミナー等の実施数の合計
39 効率的で健全な行政経営の推進			
市債残高の縮減	729億円	700億円	将来計画を見込んだ市債残高(普通会計ベース)
市税収納率の向上	92.74%	95.09%	現状値+収納率平均伸び率0.47%×5年(現年+滞繰合計ベース)

7 太田市まちづくり基本条例

前文

太田市は、歴史に名を残す先人はもとより、そこに住む人びとの活力と英知によって育まれてきました。各地に人権意識の高い先達が存在したこともわたしたちの誇りです。

わたしたちは、太田市の歴史と文化を財産として引き継ぐとともに、多くの国の文化と共生する地域の特性を生かしながら、人と自然環境と産業が調和した、だれもが暮らしやすいまち、誇りのもてるまちをつくることをめざします。

子どもからお年よりまで一人ひとりがまちづくりの主演であり、担い手です。わたしたちは、自らの責任を自覚し、参画と協働のまちづくりをすすめるために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、太田市の将来に夢と希望のもてるまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と責任を明らかにし、市民、市議会及び行政が協働することにより安心して生活できる環境と豊かでやさしいまちづくりの実現を図ることを目的とします。

(条例の最高規範性)

第2条 この条例は、太田市におけるすべての条例、規則等の上位規範であり、他の条例、規則等の制定、改廃並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用にあたっては、この条例に定める事項を尊重し、この条例との整合性を図ります。

2 市の執行機関は、この条例を体系の中心に位置付け、この条例と他の条例、規則等とのつながりを明確にします。

(言葉の意味)

第3条 この条例で使われている言葉の意味は、次のとおりとします。

- (1) 「市民」とは、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいいます。
- (2) 「市の執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいいます。
- (3) 「参画」とは、市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (4) 「協働」とは、市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。

(平19条例25・一部改正)

第2章 まちづくりの基本原則

(基本原則)

第4条 わたしたちの自治は、市民の意思に基づき、次に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。

- (1) 市民は、住民自治のまちづくりを行うために、自ら考え行動し、責任を持ち、平等に参加することが保障されなければなりません。
- (2) 市の執行機関及び市議会は、市政に関する情報を公開し、市民と情報を共有します。
- (3) 市民、市議会及び市の執行機関は、夢と希望の持てるまちづくりにむけて協働します。
- (4) 市の執行機関及び市議会は、まちづくりを進めるにあたり、次の世代に大きな負担を残さないよう健全な財政運営を行います。
- (5) 市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくりを行います。
- (6) 市及び市民は、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりに総合的に取り組みます。

第3章 情報の共有

(情報への権利)

第5条 市民は、市の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

(説明責任)

第6条 市の執行機関及び市議会は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有します。

(情報の収集及び管理)

第7条 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければなりません。

(個人情報の保護)

第8条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じなければなりません。

第4章 参画と協働の市政運営

(参画と協働)

第9条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有します。

2 市民は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持ちます。

3 市民は、参画と協働によるまちづくりに向けて、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。

(参画への保障)

第10条 市民は、まちづくりに関する重要な施策の計画、実施及び評価の各段階に参画することができます。

2 市の執行機関は、市民の意見がまちづくりに反映され、参画する機会が保障されるよう、市民の意見を踏まえ多様な参画制度を整備しなければなりません。

(協働)

第11条 市の執行機関は、市民のまちづくりにおける役割を重視し、市民及び市議会との協働によるまちづくりを行います。

(意見公募)

第12条 市は、重要な条例、計画等の策定にあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見及び提案を求めるとともに、提出された市民の意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。

2 市は、前項のほか、特定の地域を対象とするもの、生活に密着した施策の策定についても意見公募を行うよう努めます。

3 市の執行機関は、市民から提示された意見及び提案等を適切に施策に反映させ、結果を定期的に公表します。

第5章 財政

(財政状況の公表)

第13条 市長は、市の財政（負債状況を含みます。）に関する資料を作成して公表することにより、市の財政状況を的確かつわかりやすく市民に伝えなければなりません。

(財政に係る中長期計画の策定)

第14条 市は、総合計画の策定にあたり、中長期的な歳入予測及び歳出計画を立て、次の世代に大きな負担を残さない財政健全化の方針を維持しなければなりません。

2 総合計画の立案及び見直しは、参画と協働の市政運営で定められた市民の参画の下で行われなければなりません。

3 総合計画の見直しは、適切な時期に最も適切な方法で実施します。

(予算の編成と執行)

第15条 市長は、予算の編成及び執行にあたっては、総合計画を踏まえて行わなければなりません。

(予算の説明責任)

第16条 市長は、予算の編成にあたって、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるようわかりやすく説明しなければなりません。

(決算内容の説明責任)

第17条 市長は、決算にかかわる市の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類の内容について、市民が具体的に把握できるようわかりやすく説明しなければなりません。

(財産の管理)

第18条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効果的な運用を図らなければなりません。

(財政改革のための委員会)

第19条 市長は、次の世代に大きな負担を残さないために、市民又は市議会の要望を受けて、市民（学識経験者を含みます。）、市議会及び行政の各分野からなる、財政改革のための委員会を設置することができます。

第6章 評価

(評価の実施)

第20条 市の執行機関は、主要な事業について事前及び事後に評価し、その結果を公表します。

2 前項の評価の方法は、評価基準を定めるなど常に最もふさわしい方法で行うよう改善していきます。

3 市民は、市の執行機関が行っている政策、事業及び業務に対し評価することができます。

- 4 市の執行機関は、前項の評価を政策に反映するように努めます。

第7章 住民投票

(住民投票)

- 第21条 市長は、市政にかかわる重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。
- 2 市長は、より多くの市民が発議できる住民投票の制度を定めます。
 - 3 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。
 - 4 市長は、住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めます。

第8章 地域コミュニティ

(コミュニティの役割)

- 第22条 市民は、暮らしやすく心豊かな生活を送ることを目的として、自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり、組織及び集団（以下「コミュニティ」といいます。）を、自治の担い手であることを認識し、守り育てよう努めます。
- 2 市の執行機関及び市議会は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重しながら政策形成をするとともに活動支援を行います。

(住民自治組織)

- 第23条 市民は、住民相互の信頼と親睦を深める地域に根ざした住民自治組織の自主的な諸活動を尊重し参加しよう努めます。
- 2 市の執行機関及び市議会は、住民自治組織の諸活動を尊重し支援しよう努めます。
(平21条例3・一部改正)

第9章 行政及び議会の役割と責務

(市長の役割と責務)

- 第24条 市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に職務にあたり、市民の信託に応え、この条例に基づいてまちづくりを進めます。

(行政の役割と責務)

- 第25条 市の執行機関は、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行にあたります。
- 2 市の執行機関の職員は、まちづくりの専門家として、誠実、公正かつ能率的に職務の遂行に努めるとともに、全体の奉仕者としてこれに必要な知識、技能等の向上に努めます。

(議会の役割と責務)

- 第26条 市議会は、市の議決機関として、また、市政運営を監視することを通じて、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。
- 2 市議会議員は、政策の提案及び立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、全市民のために誠実に職務を行います。

第10章 安全で安心して暮らせるまちづくり

(安全安心の環境整備と防犯活動)

- 第27条 市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、県及び市民と連携し、犯罪の温床となるような地域を作らないよう環境整備を行い、また、市民の要望に応じて防犯活動の推進に積極的に努めます。
- 2 市民は、相互に協力して安全で安心して暮らせるまちづくり活動を推進するように努めます。

(危機管理)

- 第28条 市は、災害等に際して市民の身体、生命及び財産の安全性の向上に努めるとともに、市民、事業者、関係機関との協力、連携及び相互支援によって、総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めます。
- 2 市民は、災害等に備え自ら考え、緊急時には地域で相互に助け合います。

第11章 やさしさと思いやりのあるまちづくり

(子育てと子どもにやさしいまちづくり)

- 第29条 市は、子育てに社会が共同で参画し、安心して出産や子育てができる環境整備を進め、すべての子どもたちが、良い環境のもとで、健やかに成長できるように努めます。
- 2 市民は、地域で一体となり、未来を担う子どもたちを育てます。

(青少年に対する環境整備と育成)

- 第30条 市は、青少年をとりまく環境の整備に努め、支援団体等の活動に対し支援します。

- 2 市民は、青少年に対する環境整備と育成の施策に協力するとともに、青少年が積極的に社会活動に参加できるように努めます。

(高齢者、障がい者が暮らしやすいまちづくり)

第31条 市は、高齢者や障がい者が生きがいをもち、安らかに暮らせる地域社会をめざします。

- 2 市は、ボランティアをはじめとする地域福祉を支える市民の取り組みを積極的に支援します。

第12章 環境と共生する豊かなまちづくり

(環境と共生するまちづくり)

第32条 市は、大切な環境を将来に向かって保全し、次の世代に引き継ぐために市民、企業等と協働して必要な施策を講じます。

- 2 市民は、日常生活や社会活動などで自然環境に配慮した暮らしを心がけます。

(活力ある豊かなまちづくり)

第33条 市は、市民の協力を得て、市民生活の基盤である地域企業、地場産業や地域に根ざす利便性の高い商業の発展を含め産業振興に必要な施策を講じます。

- 2 市は、市民の協力を得て、地域農業振興のため地産地消（地元でとれた生産物を地元で消費することをいいます。）の奨励を含め必要な施策を講じます。

第13章 連携と交流

(近隣市町村との連携と交流)

第34条 市は、広域的な課題の解決を図るため、積極的に近隣市町村と連携し、情報共有と交流を進めるとともに、市民サービスの向上を図り、地域全体の発展に努めます。

(国及び県との連携)

第35条 市は、国及び県との共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力して連携に努めます。

(国際交流と連携)

第36条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携及び交流を推進するとともに、市民による公共的な国際活動などを支援します。

第14章 条例の見直しと検討

(条例の見直しと検討)

第37条 市は、社会経済情勢などの変化があった場合は、市民の意見を踏まえ、条例を見直し、速やかに必要な措置を講じます。

- 2 市は、この条例施行後4年を超えない期間ごとに、市民主体の検討組織を設け、この条例が太田市にふさわしいものであり続けているかどうかを含め、この条例の諸制度について検討し、速やかに必要な措置を講じます。

附 則

平成17年3月28日、太田市、尾島町、新田町及び藪塚本町が新しい太田市として一つの自治体になったことを契機として制定されたこの条例は、平成18年4月1日から施行します。

附 則（平成19年3月12日条例第25号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

8 太田市市民憲章・太田市の歌

太田市市民憲章

わたくしたちは 豊かな自然と歴史のもとで
希望にみちた住みよいまちづくりを目指し
太田市の限らない発展に願いをこめて
ここに市民憲章を定めます

- 一 自然を愛し 歴史を学び
文化を育てる まちをつくります
- 一 教養をふかめ からだをきたえ
人権を尊重する まちをつくります
- 一 力をあわせ 知恵をだし
豊かな まちをつくります
- 一 きまりをまもり 助けあい 明るい家庭で
楽しい まちをつくります
- 一 環境を大切にして 産業をおこし
生きがいのある まちをつくります

平成十八年三月二十八日制定

太田市の歌

作詞 古館多加志
作曲 團 伊玖磨

- 一 松風のさやかにわたる
金山やさしく通わす心
すこやかな幼子の
いのち見守る香竜さま
鐘のどやかに
鐘鳴りひびく太田市よ
- 二 つわものの時代に浸り
歴史をひもときはぐくむ文化
果てしなく巡りゆく
大地潤す利根の水
今きらめいて
今輝きの太田市よ
- 三 躍進の誓いも新た
荷積みにときめく産み出す力
労いはやすらぎの
いで湯ほのぼの明日を呼ぶ
人つどい来て
人語り合う太田市よ

平成十七年十月一日制定

第2次 太田市総合計画

人と自然にやさしく、品格のあるまち太田

平成29年度～平成36年度
(2017年度～2024年度)

発行／太田市

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

電話 (0276) 47-1111 (代表)

ホームページURL／<http://www.city.ota.gunma.jp/>

編集／太田市 企画部 企画政策課

発行日／平成29年3月